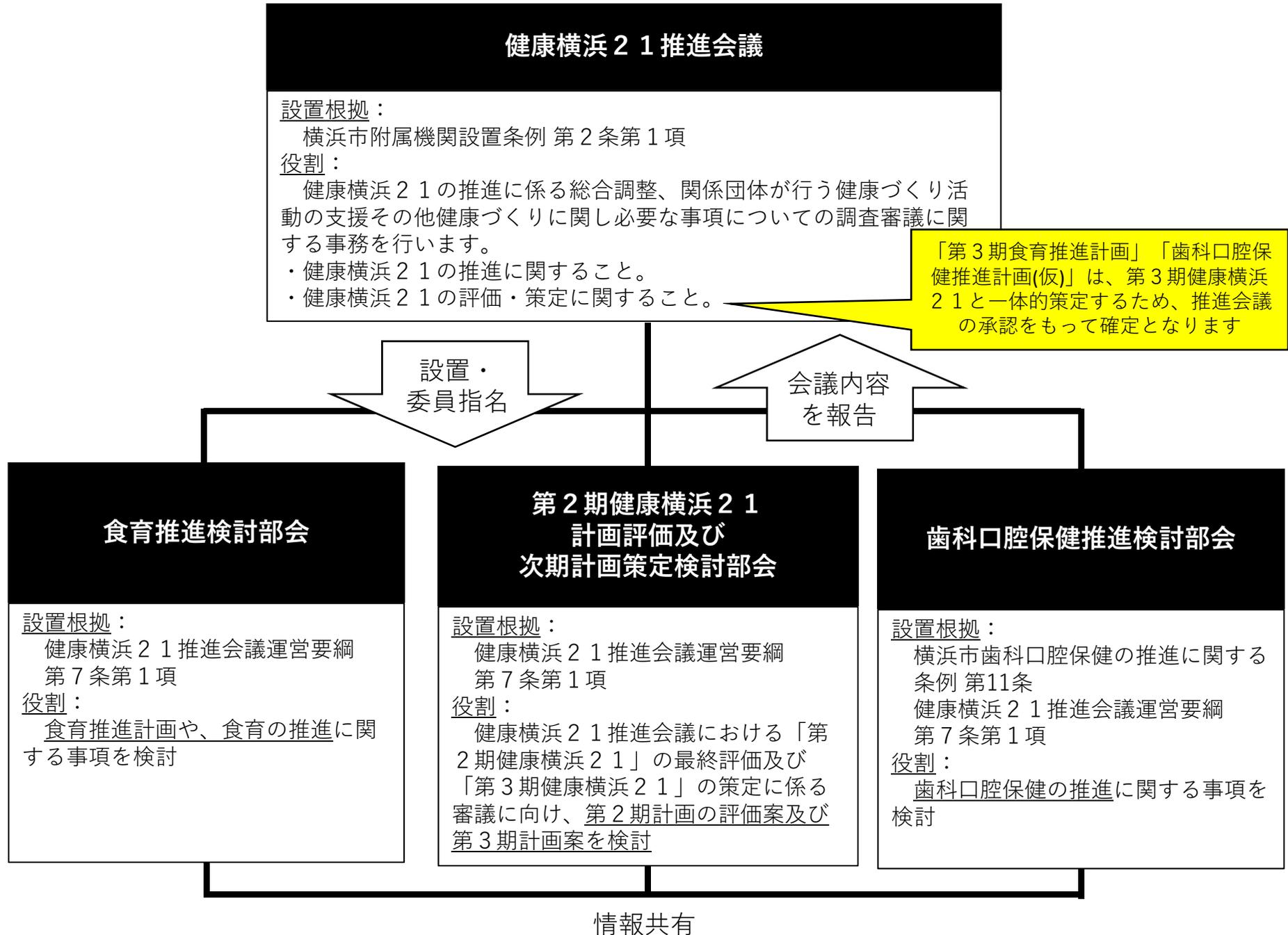


健康横浜21推進会議  
令和3年度 歯科口腔保健推進検討部会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

	氏名	職名
1	石黒 梓	鶴見大学短期大学部歯科衛生科 講師
2	板山 重樹	横浜市駒岡地域ケアプラザ所長
3	蟹澤 多美江	横浜市保健活動推進委員会 会長
4	川田 剛裕	公益社団法人神奈川県医師会 理事 神奈川県内科医学会糖尿病対策委員会 副委員長
5	佐藤 信二	一般社団法人横浜市歯科医師会 常務理事
6	清水 龍男	横浜市心身障害者を守る会連盟 代表幹事
7	鈴木 裕子	国士館大学文学部教育学科 教授(横浜市学校保健審議会委員)
8	瀬戸 卓	一般社団法人横浜市薬剤師会 常務理事
9	長谷川 利希子	公益社団法人神奈川県栄養士会 副会長
10	藤田 淳志	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 理事
11	堀元 隆司	一般社団法人横浜市歯科医師会 副会長
12	守分 光代	横浜市食生活等改善推進員協議会会長
13	山本 龍生	神奈川歯科大学 歯学部社会歯科学系 健康科学講座 社会歯科学分野 教授 教学部長(教務担当)
14	渡辺 哲	神奈川産業保健総合支援センター 所長



## 歯科口腔保健推進検討部会設置要綱

制定 令和元年 7 月 29 日 健保事第 1204 号 (局長決裁)

### (目的)

第 1 条 この要綱は、歯科口腔保健の推進に関して専門的見地から検討するため、横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例（以下「条例」という。）第 11 条及び健康横浜 2 1 推進会議運営要綱（以下「要綱」という。）第 7 条第 1 項に基づき設置する「歯科口腔保健推進検討部会」（以下「検討部会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

### (検討事項)

第 2 条 検討部会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 歯科口腔保健の推進に関する事項
- (2) その他必要な事項

### (構成)

第 3 条 検討部会は、要綱第 7 条第 2 項に基づき、健康横浜 2 1 推進会議（以下「推進会議」という。）の委員及び要綱第 4 条に基づき市長が任命した臨時委員のうちから推進会議の会長が指名する者をもって組織する。

### (任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた時の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (部会長等)

第 5 条 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、委員の互選によりこれを定める。副部会長は、委員の中から部会長が指名する。

3 部会長は、検討部会を代表し、会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長が欠けたとき、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 検討部会の会議は、部会長が招集する。ただし、委員任命後、部会長選出前の検討部会の会議は、推進会議の会長が招集する。

2 部会長は、検討部会の会議の議長とする。

3 検討部会は、委員の過半数の出席により開催する。

4 検討部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、検討部

会の部会長の決するところによる。

- 5 検討部会を欠席する予定の委員は、第2条に関する意見を書面により事前に提出することができる。

#### (会議の公開)

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、検討部会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

#### (意見の聴取等)

第8条 部会長は、検討部会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

#### (推進会議への報告)

第9条 検討部会は、会議内容を推進会議へ報告するものとする。

#### (守秘義務)

第10条 委員及び関係者は、検討部会の運営上知りえた秘密を厳守するとともに、これを他に利用してはならない。

#### (庶務)

第11条 検討部会の庶務は、健康福祉局保健事業課において処理する。

#### (委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、部会長が検討会の会議に諮って定める。

附 則

#### (施行期日)

この要綱は、令和元年7月29日から施行する。

## 次期健康横浜 2 1 における歯科口腔保健推進計画（仮）の位置づけについて

### 1 趣旨

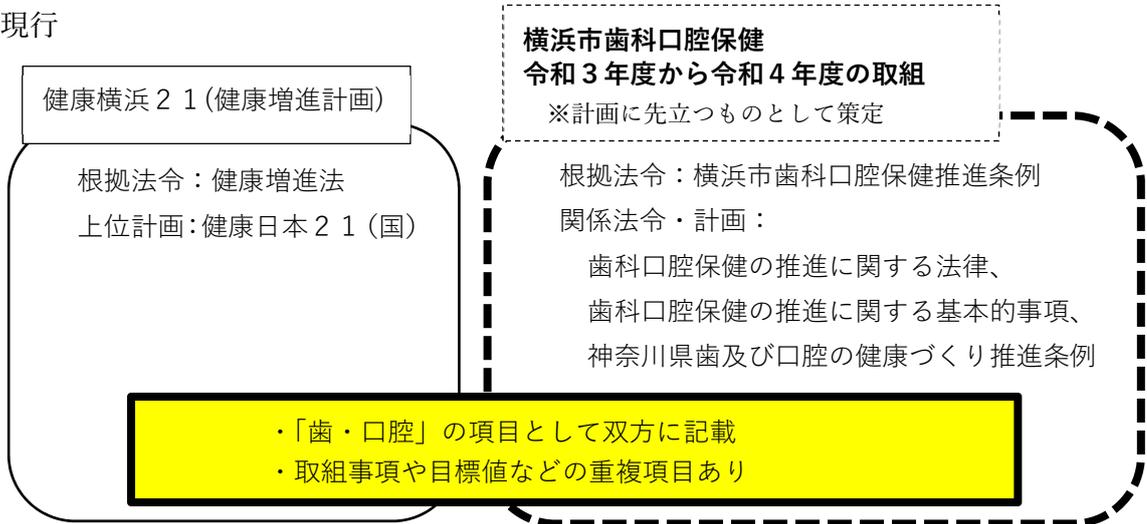
歯科口腔保健推進計画（仮）については、横浜市歯科口腔保健推進条例において、健康横浜 2 1 と一体的に策定していくこととされています。

計画の構成としては、健康増進計画には、他分野との関連が特に重要なものなどを記載し、別章として歯科口腔保健に関するものをまとめて記載します。

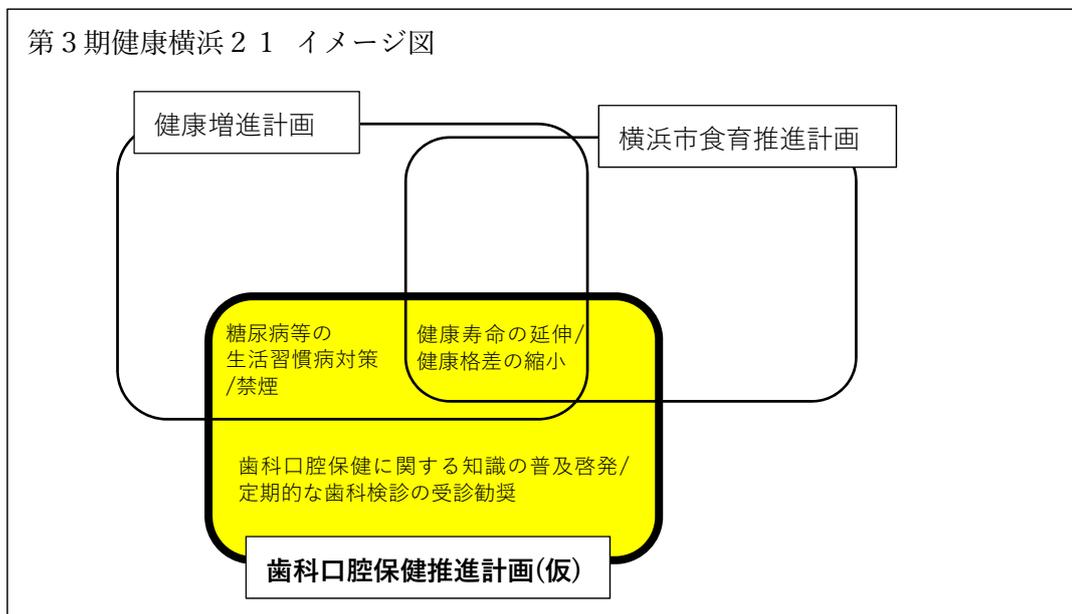
なお、歯科口腔保健推進計画（仮）のほか、食育推進計画も同様に一体的に策定することとしています。

### 2 健康横浜 2 1 と歯科口腔保健推進計画（仮）の関係

○現行



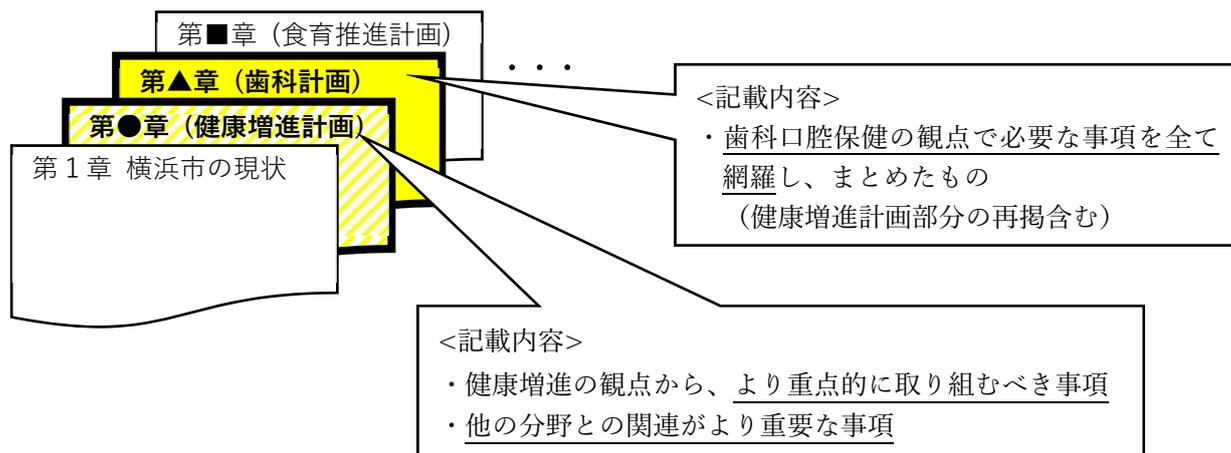
○次期（イメージ案）



### 3 構成案（イメージ）

健康増進計画との一体感を示すために、健康横浜21の中に歯科口腔保健推進計画の内容を盛り込みつつ、それぞれの分野における全体像が分かるように分野ごとに章立てをします。

歯科口腔保健の観点から必要な事項を網羅しまとめたものを、別に章を設けて掲載し、その中でも、健康増進の観点からより重点的に取り組むべき事項は健康増進計画にも掲載します。



(参考) 構成案 比較表

類型	概要	健康増進計画との一体感	分野別計画のメッセージ性	健康横浜21の全体量
完全分離	健康増進計画部分には、歯科の項目のみの記載とし、内容は歯科口腔保健推進計画部分に全て記載する。	△	◎	多
溶け込み	歯科口腔保健推進計画の内容を全て健康増進計画に溶け込ませる。	◎	△	少
★ 分離再掲	健康増進計画には、他分野との関連が特に重要なものなどを記載し、歯科に関するものをまとめて別章立てする。	○	◎	多
別計画	健康増進計画と歯科口腔保健推進計画を別の計画とする。	△	◎	—